

令和7年度 児童相談体制等検討部会 ワーキンググループ(第3回)資料

令和7年8月20日

1 第2回ワーキングの振り返り

(1) ケース移管関係

- 移管先に提供すべき資料
- 居所を転々とする場合等の一時滞在の取扱い
- アセスメントシートの記載例

第2回ワーキングの振り返り(ケース移管関係)

移管先に提供すべき資料

指導中移管であれば速やかに必要書類を準備できるが、調査中移管の場合は書類が不十分な状態で移管せざるを得ない場合があり、調査中移管を想定した記載もあると分かりやすいのではないかと

事務局案に赤枠部分を追記

事務局案

指導中移管	移管票	児童記録票(心理所見含む)
	児への適切な関わり方の資料	一時保護時の傷痕の写真等
	児相の指導経過が分かる記録	児童福祉司指導措置決定通知書の写し
	児童通告書	指導開始時に保護者と決めた約束事等が分かる資料等
調査中移管	移管票	児童記録票(心理所見含む)
	児相の指導経過が分かる記録	児童通告書
	傷痕の写真等	
	※ 調査中移管の場合、児童・家庭について未調査の部分もある状態での移管となるため、移管先児相へ提供する資料に限られるが、虐待の場合はリスクを正確に伝えるために必要な資料を漏れなく提供する	
情報提供	情報提供票	必要に応じ、上記指導中移管の際に提供する資料

第2回ワーキングの振り返り(ケース移管関係)

居所を転々とする場合等の一時滞在の取扱い

居所を転々とする家庭・転居事実が曖昧な場合等、移管協議が円滑に進まない事があるため、**転居したと判断する「当該居住地への滞在期間」**を定めてはどうか

(第2回ワーキングの意見)

- ✓ 期間を目安として設ける場合、目安の期間が妥当か精査が必要
- ✓ また、目安の期間までは動かなくていいという判断になり、逆にその間リスクが高まっていく場合もある点が懸念
- ✓ そもそも全国ルールが徹底されていないため、改めて滞在期間の長短を問わずというところを徹底できれば、期間を設ける必要はないのではないか

事務局案

- **滞在期間の長短を問わず、転居の事実があると解釈しうる状況が確認されたら、すみやかに移管を行う**
- **居住地を管轄する児相は、移管の協議を受けた場合、滞在期間の長短を問わず必要があれば受理し対応する**

転居の事実とは:住基の異動がなくても、居住実態が移っている

<具体例>

転校・転園手続、生活保護申請、元の居住地を引き払っている、近隣で就労した、家庭訪問にて居住を確認した等総合的に判断し、客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっていると判断できるか

第2回ワーキングの振り返り(ケース移管関係)

アセスメントシートの記載例

移管・情報提供の判断の理由を記載の上移管元・移管先で協議をするという点について、アセスメントシートの右側の欄に例示があった方が進めやすいのではないかと

- ✓ 虐待者から分離が図られているなど極めてリスクが低いと判断される場合に、移管元・移管先との十分な協議の上、決定
- ✓ 判断の理由・アセスメントの根拠に関して、事務局案に「アセスメントシートの記載例」を追記

事務局案

④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？

☒ はい ☐ いいえ

☒ 乳幼児

☐ 生命に危険な行為

☐ 例：頭部打撃、顔面攻撃、首絞め、シェーキング(揺さぶられ)、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、()

☐ 性的行為に至らない性的虐待、()

主訴は心理的虐待(児の面前での実父母の口論)。実父とは既に離婚・別居しており虐待者(実父)からの分離が図られている。母方祖父母の支援があり、母方実家で母子の生活も安定している。

1 第2回ワーキングの振り返り

(2)東京ルール関係

- 子家から児相への連絡調整
- 児相から子家への連絡調整

第2回ワーキングの振り返り(東京ルール・子家から児相への連絡調整)

送致・援助要請の際、子家が児相に伝える項目の追記

事務局案

共有ガイドラインに追記予定の「送致・援助要請の際に子家が児相に伝える項目」について、グループワーク等での意見を踏まえ、赤字下線部分の内容を追加

①	基本情報	住所、氏名、生年月日、所属等世帯員全員の情報、子家歴、きょうだいの受理状況
②	送致・援助要請の理由	送致:児相機能の何が必要か / 援助要請:児相のどの関りが必要か
③	送致に至る経過	・ 受理日、主訴、相談経路、相談内容、過去歴 (いつ、どこから、どのような相談・通告を受け、いつ受理したか) ・ 子家の対応経過 (どのような調査・指導助言をし、保護者・児童の状況はどうなったか、<u>子家での対応が難しい場合はその理由</u>を、具体的に) ・ 虐待の場合、虐待内容・<u>頻度</u>が具体的にわかる資料 (傷痕等、写真等のデータの即時送付、体重増加等の具体的な数値、診療情報提供書等) ・ 子家の見立て(保護者・児の評価)、子家が調査した所属、関係機関の児童・保護者の評価 ・ 子家が把握している親族の情報、<u>子どもの気持ち・意向(子どもの具体的な発言内容、帰宅拒否の場合はその具体的理由)</u> ・ <u>子どもの最終安全確認日、安全確認の方法</u> ・ <u>送致連絡時点での子どもの現在地、具体的状況</u>
④	子家が送致・援助要請が必要だと判断したポイント	
⑤	子家のリスク評価 ※ 虐待の場合	
⑥	時間的制約	下校時刻、お迎えの時間等

※緊急度に応じ、実際の送致・援助要請場面で伝える項目は取捨選択する。子家は、情報が揃わないことを理由に送致の連絡を遅らせない

第2回ワーキングの振り返り(東京ルール・子家から児相への連絡調整)

送致・援助要請の判断基準<共有ガイドラインへ追記>

事務局案

グループワーク等でも反対意見がなかったことから、前回提示した事務局案を、共有ガイドラインへ追記することで問題ないか確認したい(赤字部分は微修正)

【判断基準】

- 子家が一時保護を求める場合の判断基準として、一時保護決定に向けてのアセスメントシート・フローチャートを活用
- 送致・援助要請の連絡調整の際、子家・児相双方がリスクアセスメントシートを活用(一時保護を求める場合は一時保護決定に向けてのアセスメントシート・フローチャートも活用) ※ 連絡調整の際は、必要に応じオンライン協議を活用

【留意事項】

- 児相は子家からの送致・援助要請を受けた場合、子家の「組織判断」であることを踏まえて受理
- 児相は子家からの「送致」を受け対応した結果一時保護を行わない場合、子家に丁寧に説明(必要に応じ一時保護決定に向けてのアセスメントシート・フローチャート・リスクアセスメントシート等の共通ツールを用いて説明)を行い、今後の児相と子家の役割分担について協議

第2回ワーキングの振り返り(東京ルール・子家から児相への連絡調整)

子家から児相への連絡調整に関する事項<共有ガイドラインへ追記>

事務局案

子家係長と児相チーフの個人間で事前協議の後、児相として緊急受理会議に至っているのか、または個人間の協議でとどまっているのか、進行状況が不明瞭であるため明示してほしい

▶ 事前協議において子家に再検討・再調査を依頼しているのか、児相として緊急受理会議を開催し初動を進めているか等、児相と子家はコミュニケーションを密にし、認識の齟齬が生じないようにする

保護の一報をするタイミングが分かりづらい。援助要請を行ったうえでないと送致はできないのか

▶ 援助要請は送致の前提条件ではない。
子家として一時保護が必要と判断した場合には児相へ送致の連絡をするとともに、児相は原則受理する

送致案件等、時間的余裕がなく、児相に子どもの移送を依頼されたことがあるが、移送の取扱いをルール化すべきではないか

▶ 区市町村の移送の協力は義務ではないが、自治体の判断による。児相はあくまで子家の協力を依頼するに留まるが、子どもの状況を第一に丁寧な協議を行う

子ども虐待対応の手引き第3章2(1)②ア.緊急に一時保護が必要な場合

「市区町村の送致により主担当機関が変更になったとしても、市区町村はそれまでの調査の結果や情報の提供、保護者への説明、また一時保護に際して子どもに不安を抱かせないための移送の同行等、可能な協力をおこなうこと」

第2回ワーキングの振り返り(東京ルール・子家から児相への連絡調整)

「通知」の活用<共有ガイドラインへ追記>

事務局案

区市町村からの「通知」が十分活用されていない。区市町村側からするとハードルが高く、後々の児相との関係を考えると出しづらい。通知が活用できる方法の検討が必要ではないか

東京ルール 4ア(4)通知(一部抜粋)※東京ルールP9

【対象となるケース】

支援センターが児童相談所に「送致」したもののうち、児童相談所の対応が不十分であると判断したケース。また、支援センターが「送致」したケースで、児童相談所の援助が滞っている場合についても「通知」できる。

共有ガイドライン II1(4)通知(一部抜粋)※ガイドラインP91

本来であれば「通知」ではなく、双方がコミュニケーションを図って解決することが望ましい。
しかし、児童相談所の対応が不十分、又は援助が滞っていると考えられ、児童にとって著しい不利益が生じていると支援センターが判断した場合には、「通知」を行うことができる。

- ✓ 「通知」について改めて周知するとともに、以下の内容を共有ガイドラインに記載
- ✓ 子家は、児相と事前に十分調整を行った上で、対象ケースについて必要と判断した場合、ためらうことなく「通知」を行う。児相は、通知受理後、速やかに所内協議を行い、その方針を子家に文書で回答する。

第2回ワーキングの振り返り(東京ルール・児相から子家への連絡調整)

児相と子家の役割分担について<共有ガイドラインへ追記>

事務局案

グループワーク等での意見を踏まえ、下記の内容をガイドラインへ追記

(児相が、東京ルール・例示③による子家への送致を検討するケース例)

- 子家係属中又は子家係属歴があり、長期的に見ると身近な支援が入ることが適していると判断したケース
- 子家係属中又は子家係属歴があり、児相への拒否感は強いが子家の受け入れは良好又は子家への相談意欲があるケース

(子家が送致協議を受けた際、児相との役割整理を要するケース例)

- 子家と良好な支援関係が長期に継続している場合や、子家と同組織(ex.こども家庭センター母子保健機能等)で既に関与がある場合等で、子家が介入的に関わることで、これまでの支援の継続が困難になることが予想されるケース
- 通告歴が複数回あり、保護者が拒否的で子家の指導に応じず、子ども家庭支援センターでの対応が困難なケース
- 子どもに心理的影響が出ている等、児相機能が必要と判断するケース
- 子家への拒否感は強いが児相の受け入れは良好又は児相への相談意欲があるケース

2 東京ルールの運用状況の検証・見直し

- 特定妊婦
- 手続きの簡素化
- 実施状況を再確認する事項

令和7年度 検討の方向性

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた令和7年度の議論のポイント(令和6年度第2回検討部会資料より抜粋)	令和7年度WGでの議論の進め方
1 対応の整理が必要な事項	
(1)子家センから児相への連絡調整(援助要請・送致)	WG(第2回)で議論
(2)児相から子家センへの連絡調整(協力依頼・送致)	
(3)特定妊婦 <u>児相・子家センにおける役割や、子家センから児相に連絡する判断基準等</u>	
(4)手続きの簡素化 ・ <u>児相と子家セン間の情報共有に係る文書内容の簡略化や電子化等について、フォーマットの見直しや記入方法の統一化、情報共有の方法、効率化の取組</u> ・ <u>リスクアセスメントシートの記入のしやすさ</u>	WG(第3回)で議論
2 実施状況を再確認する事項	
・ <u>性的虐待対応・共有ガイドラインに沿った対応</u> ができているか ・ 制度改正の反映	

1 対応の整理が必要な事項 (3)特定妊婦

「特定妊婦」の取扱いに係る現状

- 児相・子家・保健機関関与ケースにて、
 - ✓ 児相は特定妊婦として支援が必要との認識があったが、子家・保健機関はその認識がなかった
 - ✓ 保健機関はハイリスク妊婦と位置づけていたが、特定妊婦として要対協への登録を行っていないかった
 - ✓ 関係機関で母のアセスメントや見立ての共有をしておらず、具体的な支援を明確にできていなかった
(令和元年度東京都児童虐待死亡事例等検証部会報告書)
- 子家が児相に情報を伝えても、児相で受理されていないことがあった
(R6児童相談体制における現状把握のための調査結果より)

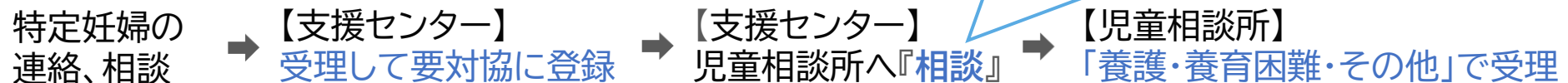
現行の共有ガイドラインにおける「特定妊婦」に係る連絡調整

※ ガイドラインP164

①児童相談所に特定妊婦の情報が入った場合



②支援センターに特定妊婦の情報が入った場合



特定妊婦に関する「相談」は東京ルールになじまないことから、それぞれの機関で、即時の緊急受理会議等の対応をすることを前提に当面口頭において『相談』する (共有ガイドラインより抜粋)

1 対応の整理が必要な事項 (3)特定妊婦

第3回ワーキンググループにおける議論の方向性

- ✓ 特定妊婦について、東京ルールに定めがないことで、児童相談所と区市町村間の認識の相違が生じたり、ケースの取扱いが曖昧になるといった課題がある
- ✓ 東京都死亡事例等検証報告(R1)における指摘事項等を踏まえると、区市町村と児童相談所間の連絡調整の速やかな整理が必要



現行の「東京ルール」において「特定妊婦」の取扱いを明記したい

1 対応の整理が必要な事項 (3)特定妊婦

東京ルール「特定妊婦」に係る連絡調整について

事務局案

1 児相から子家へは「送致」、子家から児相へは「援助要請」で対応する旨、東京ルールへ明記

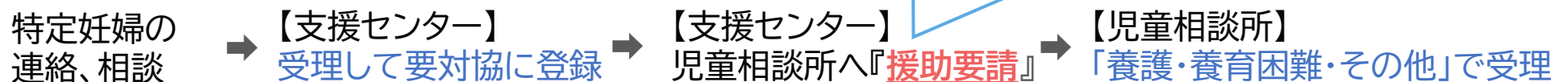
- 児相に特定妊婦の相談等が入った場合、児相は「養護・養育困難・その他」として受理する一方、原則すべての事案について要対協ケースとして支援してもらうため、子家に「送致」する。子家は原則受理し、支援の主体として対応する
- 子家が受理した特定妊婦ケースのうち、特に将来的に児相機能が必要と考えられるケースについては、児相に「援助要請」を行う
- 児相は「援助要請」を受け、緊急受理会議等を開催して原則受理し、乳児院入所や里親委託等を見据えたその後の対応に備えるとともに、必要な対応を子家へ助言する

<改正後イメージ>

①児童相談所に特定妊婦の情報が入った場合



②支援センターに特定妊婦の情報が入った場合



1 対応の整理が必要な事項 (3)特定妊婦

2 共有ガイドラインに以下の内容を追記

事務局案

- ✓ 特定妊婦の支援の主体である区市町村が中心となり、個別ケース検討会議の実施、関係機関との情報共有、役割分担の確認、対応方針等の検討を行う
- ✓ 要保護児童対策地域協議会にて進行管理を行う
- ✓ 支援者は、限界線の設定(どのような状況になれば援助方針の転換を行うか)を行う
(援助方針の転換…児相への援助要請/職権保護等の検討)
- ✓ 子家は、特定妊婦の相談を受理した場合、必要に応じ児相歴の照会を行う
- ✓ 児相は、特定妊婦の相談を受理した場合、子家を含めた関係機関と情報共有を行い、必要に応じ子家へ助言等を行う

1 対応の整理が必要な事項 (3)特定妊婦

2 共有ガイドラインに以下の内容を追記(続き)

【将来的に児相機能が必要と考えられるケース】

- 妊婦が出産後に児の乳児院入所、里親委託又は特別養子縁組を希望している場合
- 出産後に児の乳児院入所、里親委託又は特別養子縁組が見込まれる場合
- 関係機関の働きかけがあっても子どもの安全な養育環境が整わない場合
- 産後の養育状況が不適切となる可能性がある場合

【児童相談所が援助要請を受理した際に、子家へ行う助言】

- 生活基盤(衣食住)が安定しているかの確認についての調査方法・内容の助言
- 新生児を養育できる家庭環境にあるかの家庭訪問調査についての助言
- 妊婦及びその家族が安全に新生児を養育できるかのアセスメントについての助言
- 限界線の設定や関係機関の役割分担についての助言

(ご意見を伺いたい)

- 事務局案について
- どのような場合に「将来的に児相機能が必要」と考えられるか
- 子家が児相に求める助言の内容

1 対応の整理が必要な事項 (4) 手続の簡素化

① 児相と子家セン間の情報共有に係る文書内容の簡略化や電子化等

東京ルール・共有ガイドラインの記載の一部変更を行いたい

事務局案

1. オンライン会議の活用促進

東京ルール「2 基本的対応」(※ 東京ルールP5)に、「個人情報の取扱いに留意した上で、必要に応じオンライン会議を活用する」、旨を追記

2. 実態に即していない記述の修正

以下の内容について、東京ルール及び共有ガイドラインの一部を修正

- ✓ 「送致書の手渡し」に係る記述を削除
- ✓ 「必要に応じて、ケースの内容や状況について対面又はオンラインで説明するなど、十分コミュニケーションをとる」、旨を追記

1 対応の整理が必要な事項 (4) 手続の簡素化

3. 送致書等の様式の一部変更

援助要請書・送致書・通知書・情報提供書の様式を一部変更(詳細は別紙机上配布資料のとおり)

【主な変更点】(※ 現行の様式は東京ルールP37～)

1. 記入項目を一部簡略化
2. 添付書類の「世帯票」を削除
3. 援助要請書・情報提供書から児童相談所使用欄を削除

※ 情報提供書・協力依頼書の子供家庭支援センター使用欄も、活用実態なければ削除検討

4. ケース概要・対応経過は、「別紙のとおり」とし別添資料の添付も可

(ご意見を伺いたい)

P19、P20の東京ルール・共有ガイドラインの一部変更(事務局案)について

1 対応の整理が必要な事項 (4) 手続の簡素化

② リスクアセスメントシートの記入のしやすさ

事務局案

1. リスクアセスメントシートの入力シートの修正 ※ 東京ルールP20

カーソルを当てると、使用上の留意点に記載の具体例・ポイントが表示されるよう
エクセルシートを変更

<修正イメージ>

※非公開情報のため削除

2. 一時保護決定に向けたアセスメントシート(統合版)の作成(参考資料)

一時保護決定に向けたアセスメントシート・フローチャートを一体化し、東京ルール
のアセスメントシートの参照項目を記載(詳細はP23及び別紙机上配布資料参照)

1 対応の整理が必要な事項 (4) 手続の簡素化

3. 「リスクアセスメントシート使用上の留意点」の修正 ※ 東京ルールP25

現行のものは留意点と具体例が混在しているため、記載内容を整理

詳細については、東京ルール改正時に全区市町村あての意見照会を予定

<修正イメージ>

(現行)

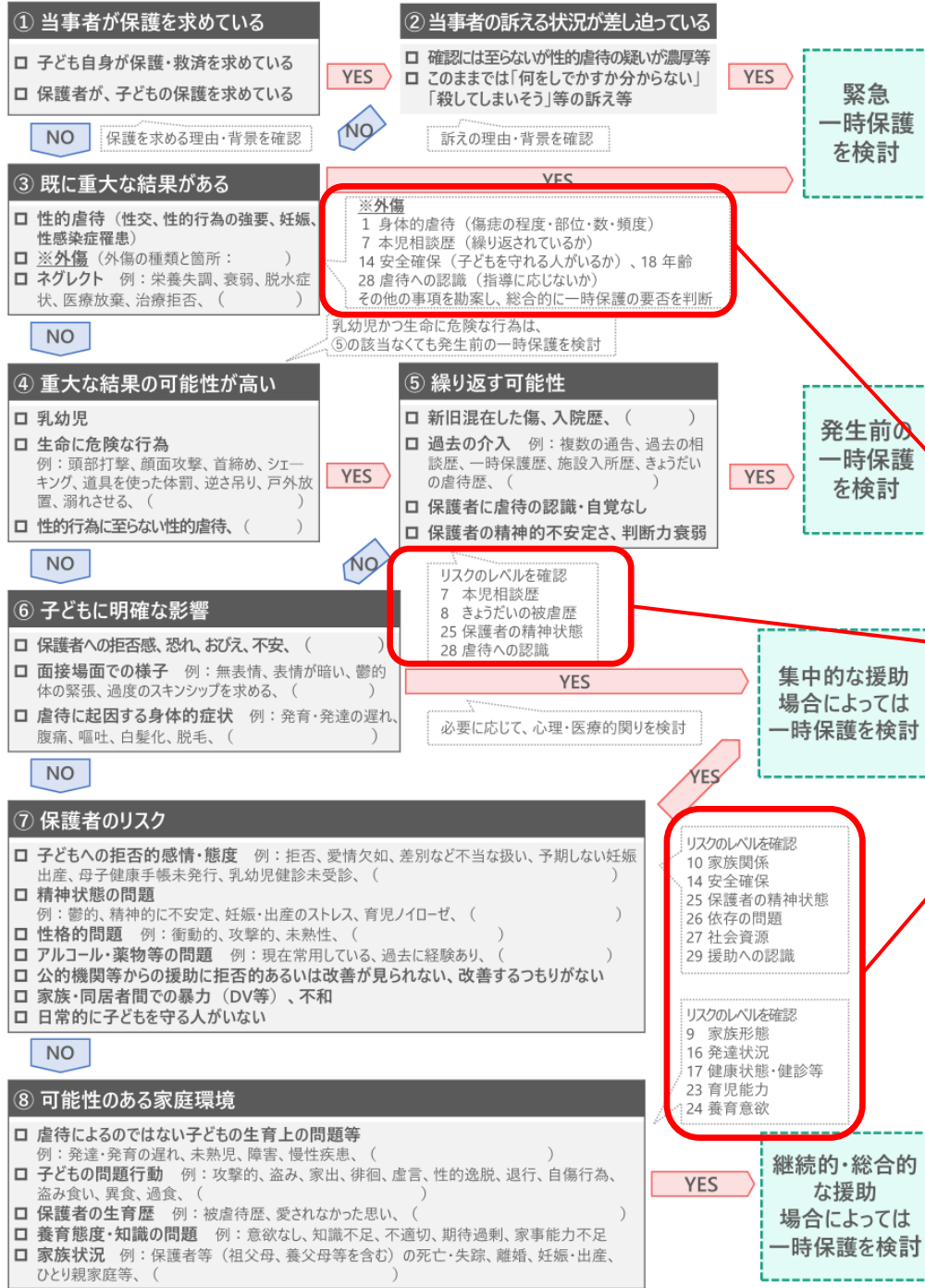
(修正後)

※非公開情報のため削除

1 対応の整理が必要な事項 (4) 手続の簡素化

一時保護に向けてのフローチャート

作成日： 年 月 日
児童名：



- 子家を送致・援助要請を検討するにあたっての参考
- 児相・子家間で送致・援助要請の連絡調整を行う際のツール

等として活用

- ◆ 調査・評価が必要な項目
- ◆ 東京ルールのリスクアセスメントシート参照項目(リスクアセスメントシートにてより詳細なリスク評価が可能、Sに該当する場合は緊急介入を検討)

(ご意見を伺いたい)

P21～23の事務局案について

2 実施状況を再確認する事項 性的虐待対応

性的虐待対応の取扱いの整理

事務局案

- 子ども虐待対応の手引き第3章9.(2)では、以下のとおり規定
性暴力被害に関する事実確認の初期調査は、直ちに一時保護の判断を要するので、児童相談所が直接担当することが望ましい。家庭内性暴力被害の疑い通告は…(中略)…市区町村がそうした通告を受理した場合は、直ちに児童相談所に相談または送致するといった関係機関の体制整備が必要
 - 令和5年の刑事訴訟法改正もあり、児童・保護者への聞き取りは、基本的に児相が対応
- ➔ 上記を踏まえ、共有ガイドラインを次のスライド内容のとおり修正

<現在の規定> 共有ガイドラインⅣ 1 (1)性的虐待 ※ ガイドラインP96

イ 支援センターと児童相談所の連携
(中略)

支援センターが性的虐待の通告を受けた場合、通告元に対し、通告の具体的内容を確認するなど、一義的窓口である支援センターとして、可能な限り調査を行うことが必要である。その上で、子供や親への聞き取りを行う場面においては、児童相談所の専門的な機能等を踏まえた関わりを求めるものとして、「援助要請」を行う。協働して対応を行っていく中でも協議を行い、児童相談所による被害確認面接を行う場合や、子供の安全を確保するため一時保護等の必要がある場合は、支援センターから児童相談所に「送致」を行い、児童相談所が主担当機関として対応する。

2 実施状況を再確認する事項 性的虐待対応

性的虐待対応の取扱いの整理

事務局案

- 子家が性的虐待の通告を受けた場合、通告元に対し具体的内容を確認(※1)する等、子家として可能な限り調査(※2)を行う。その上で、児童・保護者への聞き取り場面においては、専門的機能を持つ児相が主担当として対応する必要があるとして、基本的には児相へ「送致」を行う

(※1) 誰が、いつ、どのような流れで被害の開示・虐待の疑いを把握したか、子どもから開示があった場合は、実際に子どもが何と言ったか

(※2) 所属情報、所属が把握している保護者情報、きょうだいがいる場合はきょうだいの情報等、周辺調査含む

- 調査方針について児相・子家間で協議を行い、ケース内容により援助要請で対応する場合もある

【援助要請として想定される事例】

・数年前の性的虐待の疑い ・本人への直接的被害以外の性的虐待疑い(性器や性行為の目撃等)

- 児相が援助要請を受けた場合であっても、刑事事件として立件が想定される場合や、児相による被害確認面接を行う場合・一時保護等の必要がある場合は、児相が主担当機関として判断・対応する
- 刑事事件として立件が想定される虐待事例については、以下の点に留意が必要
 - ① こどもによる被害、情報開示の状況等を適切に記録すること
 - ② 協同面接実施までの間に、誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせないこと

(ご意見を伺いたい)

性的虐待対応の取扱いの整理に関する事務局案について

2 実施状況を再確認する事項 制度改正の反映

利用勧奨・利用措置・サポートプラン作成、こども家庭センターの設置等

令和6年度のワーキングにおいて確認した運用状況は以下のとおり

- ・ 利用勧奨は行っているが、利用措置は現時点で未実施。また、サポートプランは作成しているが、支援対象者と一緒に作成することが難しい
- ・ こども家庭センターは設置しているが、サポートプラン作成は検討段階

✓ こども家庭センターの設置・運用状況等を踏まえ、児相との新たな連携の在り方等について今後検討

⇒ こども家庭センターの設置後の運用状況を再確認したい

サポートプランの将来的な活用について(要対協の個別ケース検討会議等でサポートプランの提供、送致・援助要請の添付資料としての活用等)